

# 平成 25 年度第 2 回岡崎市都市計画審議会議事録

1 会議の日時 平成 25 年 10 月 7 日（月） 午後 1 時 30 分

2 会議の場所 岡崎市役所 西庁舎 7 階 701 号室

## 3 会議の議題

- (1) 第 4 号議案「西三河都市計画地域冷暖房施設の変更について」
- (2) 第 5 号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」

## 4 会議に出席した委員（14 名）

学識経験者 小川 英明  
学識経験者 宮川 泰夫  
学識経験者 松本 壮一郎  
学識経験者 松本 幸正  
学識経験者 浅岡 林平  
学識経験者 小久井 正秋  
岡崎市議会議員 鈴木 雅子  
岡崎市議会議員 内田 実  
岡崎市議会議員 柵木 誠  
岡崎市議会議員 原田 範次  
岡崎市議会議員 蜂須賀 喜久好  
愛知県岡崎警察署長（代理） 交通課 川口課長  
愛知県西三河建設事務所長 多田 哲也  
市の住民 長坂 宏子

## 5 説明者

都市整備部都市計画課長 柴田 和幸

## 6 開会宣言及び議事録署名委員の指名

議長（小川会長）が開会の宣言をした後、岡崎市都市計画審議会運営規程第 9 条第 1 項の規定により、浅岡委員及び内田委員を議事録署名委員に指名した。

## 7 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局（神尾都市整備部都市計画課総務班長）から、岡崎市都市計画審議会運営規程及び岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、第 4 号議案の議題については公開とし、第 5 号議案については非公開とすべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

## 8 第 4 号議案「西三河都市計画地域冷暖房施設の変更について」（説明）

議長が第4号議案に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（柴田都市計画課長）から説明した。

- (1) 資料の確認
- (2) 廃止の概要
- (3) 都市の将来像における位置づけ
- (4) 都市計画の必要性及び変更理由
- (5) 縦覧結果報告

## 9 第4号議案「西三河都市計画地域冷暖房施設の変更について」（質疑）

次の趣旨の質疑がなされた。

蜂須賀委員：

岡崎エネルギー供給公社の廃止にあたり、同施設と管理管の現状はどうなっているのか。

事務局（香村都市計画課計画班長）：

施設自体は旧セルビの中にあっただので現在は取り壊されている。管渠については道路敷にあるので残っている。管理は、道路管理者に移管されている。

蜂須賀委員：

埋設管は1,440メートルあるとのことだが、口径はどれくらいで、このまま道路の下に埋設されていて良いのか伺いたい。

また今後、撤去を考えているのか、その撤去費用はどこが支払うのか伺いたい。

事務局（都市計画課計画班長）：

管の口径については、資料2ページの管径欄にも記載があるように450ミリから20ミリまで太いものから細いものまでである。

管の撤去については、費用もかかるため各管理者が公共事業の中で今後必要となればその都度撤去していくことになる。

蜂須賀委員：

各管理者とはどこになるのか伺いたい。

事務局（都市計画課計画班長）：

大半が市道となるので、市道路維持課が管理している。

以前名鉄ホテルがあった一本東側の道路については、道路上の管理は岡崎市が行っていく。道路整備に合わせて撤去していく予定である。

蜂須賀委員：

万が一、撤去することになった場合は、予算計上すると思うがどの程度の費用を想定しているのか。

事務局（都市計画課計画班長）：

まだ、積算していない。

蜂須賀委員：

撤去の計画はいつ頃を予定しているのか。

事務局（都市計画課計画班長）：

今のところ道路管理者から具体的な工程は示されていない。管が入っているところの道路整備が発生した段階で行うためスケジュールは未定である。

松本（幸）委員：

都市計画決定をしたところを廃止する場合には、まずは当時の目的が時代の変遷とともに必要性が変わった旨の説明が必要ではないか。

そのうえで、現状として影響がないとか供給先がなくなったという経緯の説明が必要ではないか。

事務局（都市計画課計画班長）：

今回、都市計画決定の変更に至った理由は、岡崎エネルギー供給公社の破たんが第一原因となっているが、都市計画決定をした当初の理由としては、都心部の大気汚染及び都市公害の防止、並びに熱量の有効利用を図るためとなっている。都市計画決定をしたのは昭和 51 年であり高度成長期で公害の問題が取り出さされている中で、康生地区も国道 1 号に隣接しているため大気汚染の問題が重要視されていた。その中で都市公害の防止につながる方策として市街地再活化整備で地域冷暖房施設が計画された。しかし、最近は大太陽光や発電システムなど様々な環境設備が整い、また施設の老朽化、熱効率の低下も伴ったことで今回地方都市においては地域冷暖房施設の必要性がなくなったため廃止に至った経緯がある。

松本（幸）委員：

そういった経緯の説明が大事だと思う。都市計画決定をした当初から時代が変わってきて、技術も変わってきているため求められる機能も必要性がなくなってきた。現状として自前で供給施設を持っているので廃止されても影響がない。このような説明があると理解がしやすい。

今後は施設等の廃止があった場合は、理由書の中で説明をしていくのか伺いたい。

事務局（都市計画課計画班長）：

資料 3 ページに理由の記載があるが、今回指摘のあった説明が不足しているので、今後施設の廃止等があったときは理由書で記載するようにしていく。

小川会長：

平成 23 年 12 月に熱供給公社が存在しなくなったとのことだが、都市計画決定の変更が今日に至った理由を伺いたい。

事務局（都市計画課計画班長）：

都市計画の変更について愛知県との協議の後、管の問題等もあり調整に少し時間がかかった。

鈴木委員：

昭和 51 年に都市計画決定としたとのことだが、当時都市計画決定をしなくてはならない施設であったのか。都市計画決定をしなくてもよかったのにしたのか、もしそうであれば理由を伺いたい。

事務局（都市計画課計画班長）：

都市計画決定をしなくてはならないのではなく、都市計画決定をすることができる規定の施設であり、都市再開発事業の中での施設で当時再開発としては全国でも 1， 2 番の大きな目的の中で始まった事業であるので都市計画決定をしたのでないかと思われる。

鈴木委員：

都市計画決定を受けたことによる再開発事業の中で、補助金の対象になったということはあるのか。

事務局（都市計画課計画班長）：

補助金の対象とは思いますが、あくまでも推測でこの場で明言はできない。

議長が第 4 号議案に関する質疑の終結を宣言した後、第 4 号議案について全会一致で可決された。

## 10 第 5 号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」（説明）

【第 5 号議案については非公開】

## 11 その他

事務局から次回の第 3 回岡崎市都市計画審議会の開催日時及び議題について、次の事項を説明した。

- (1) 開催日時 平成 26 年 2 月 3 日（月）午後 1 時 30 分
- (2) 審議予定議案
  - ① 西三河都市計画道路の変更について（都市計画課）
  - ② 西三河都市計画用途地域の変更について（都市計画課）
  - ③ 西三河都市計画高度地区の変更について（都市計画課）
  - ④ 西三河都市計画防火・準防火地域の変更について（都市計画課）

議長が全ての議事日程の終了を告げ、第 2 回岡崎市都市計画審議会を閉会した。

平成 年 月 日

岡崎市都市計画審議会会長

---

議事録署名者

---

議事録署名者

---